

「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会開催要領

厚生労働省健康局

医薬食品局

食品安全部

第1 趣旨

国民の健康に対する関心の高まりに対応し、健康局長及び医薬食品局長（食品安全部長）の私的懇談会として、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討するため、「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

第2 検討課題

- 1 国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割をどう位置付けるか。
「医薬品—現行制度に基づく保健機能食品—いわゆる健康食品—一般食品」の体系のあり方
- 2 「健康食品」の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能しているか。
「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応えうる「健康食品」はどうあるべきか。
- 3 1及び2を踏まえ、行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。

第3 検討会の進め方及びメンバーの構成

- 1 検討課題が多岐にわたることから、まず、現状・実態を踏まえた論点整理を行うため、学識経験者のみにより構成される検討会において、関係者からヒアリングを行い、平成15年8月を目途に論点整理を行う。
- 2 1の論点整理を踏まえ、検討会のメンバーに関係者を加え、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討し、早急に提言を取りまとめる。（メンバーは別紙）

第4 座長

- 1 検討会に座長を置き、メンバーの互選によって選任する。
- 2 座長は、検討会を統括する。
- 3 座長に事故があるときには、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

第5 検討会の運営

- 1 検討会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は、原則として、公開にて行う。
 - (2) 会議の資料は、会議終了後厚生労働省ホームページ等により公開する。
 - (3) 会議の議事録については、会議の終了後、メンバーの了解を得た上で、厚生労働省ホームページ等により公開する。
- 2 座長は、上記によりがたい場合が生じた時には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

第6 その他

検討会の庶務は、健康局総務課生活習慣病対策室及び医薬食品局監視指導・麻薬対策課の協力を得て、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室が行う。

「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会の開催状況

○ 開催

- ・第1回（4月23日） 「健康食品」を取り巻く現状、検討会の進め方

○ 団体ヒアリング及び意見募集

- ・第2回（5月9日） （社）日本栄養士会・（社）日本薬剤師会
- ・第3回（5月27日）（社）日本医師会・主婦連合会
 - ・全国消費者団体連絡会・日本生活協同組合連合会
- ・第4回（6月6日） （財）日本健康・栄養食品協会
 - ・薬業健康食品研究会・健康と食品懇話会
 - ・C R N J A P A N ・日本大衆薬工業協会
- ・第5回（6月25日） N P O 法人 全日本健康自然食品協会
 - ・未来食品技術研究会・N N F A ジャパン
 - ・在日米国商工会議所 栄養補助食品小委員会
 - ・社団法人 日本栄養・食糧学会 ・日本生薬学会
- ・第6回（7月15日）（財）食品産業センター・（社）日本通信販売協会
 - ・食品保健指導士会 ・日本機能性食品医用学会
 - ・日本流動食協会 ・N P O 蜂医研究会

○論点整理

- ・第7回（9月3日） ・論点整理の項目案の検討
- ・第8回（10月3日） ・論点整理案の検討
- ・10月20日 論点整理の確定

○制度検討（メンバー8人追加）

- ・第9回（10月24日） ・「健康食品」に係る制度のあり方について
- ・第10回（12月5日） //